

指定難病・小児慢性特定疾病医療機関オンライン化 支援事業について

●補助金の概要について

当該補助金は、厚生労働省において診断書（指定難病においては「臨床調査個人票」小児慢性特定疾病においては「医療意見書」という。）のオンライン登録の実施に向けた指定難病・小児慢性特定疾病データベースの新システムの移行に伴い、診断書のオンライン登録のために指定難病・小児慢性特定疾病指定医が勤務する医療機関が実施する院内システムの改修又は診断書入力用P Cの購入に係る費用に対して都道府県が補助する事業です。

補助基準額：1 医療機関あたり 10 万円 補助率：2 分の 1

算定例 1：診断書入力用 P C を 9 万 5 千円で購入した場合。

→・補助基準額と実費を比較し安い方の金額を選定 9 万 5 千円

・選定した額に補助率を乗じて交付額を求める（千円未満切り捨て）

補助交付額 4 万 7 千円

算定例 2：院内システムの改修費用に 25 万円かかった場合。

→・補助基準額と実費を比較し安い方の金額を選定 10 万円

・選定した額に補助率を乗じて交付額を求める（千円未満切り捨て）

補助交付額 5 万円